

和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に関する連携協定書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が策定した脱炭素先行地域計画「全国の空洞化都市に先駆ける“和歌山市モデル”～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～」に基づき、発電した電力のうち余剰電力を先行地域内対象施設に供給する事業の実施について、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー公募選定において、パートナー候補者から提出された企画提案書等に基づき行う業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定におけるプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定における仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の号に定める内容について、連携し、協力する。

- （1）余剰電力アグリゲーション業務及び小売電気供給業務
- （2）不足電力小売供給業務
- （3）余剰電力増加への対応
- （4）余剰再エネ供給先需要家への対応業務
- （5）和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に向けた協力及びまちなか再生に向けた支援

2 前項各号の詳細、具体的な事項等については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（責務）

第3条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損失について、相当範囲の賠償をする責任を負うものとし、当該範囲の賠償金額については甲に対し求償しないものとする。

（協定書の変更及び解約）

第4条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、やむを得ない事情がある場合は、事前の協議の上、相手方に対して書面により通知することで、本協定を解約できるものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がない場合、本協定を1年間延

長するものとし、その後も2050年度末までは同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2050年度末以降において、甲または乙が本協定を継続する必要があると認める場合は、必要な期間を甲及び乙が協議の上、双方合意により、本協定を更新することができる。
- 3 乙は本協定に基づく取組の実施状況について、定期的の実績報告を行い、相互に内容を確認するものとする。なお、当該実績報告の結果を踏まえ、必要に応じて本協定の内容の見直し又は更新について協議するものとする。

(秘密の保持等)

第6条 乙は、本協定に基づく本業務の遂行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、本協定に基づく連携内容に関与する者が、本業務の遂行に際して知り得た秘密を漏らすことのないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の連携内容に関与した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報)

第7条 甲及び乙は、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、協定当事者は速やかに協議を行い、情報、課題及び目的の共有化を図りながら円滑かつ効果的に解決するよう努めるものとする。

本協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正 啓

乙

和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に関する連携協定書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と代表企業〇〇〇〇（以下「乙1」という。）及び構成企業〇〇〇〇（以下「乙2」といい、乙1および乙2を総称して「乙」という。）は、甲が策定した脱炭素先行地域計画「全国の空洞化都市に先駆ける“和歌山市モデル”～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～」に基づき、発電した電力のうち余剰電力を先行地域内対象施設に供給する事業の実施について、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー公募選定において、パートナー候補者から提出された企画提案書等に基づき行う業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定におけるプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナーの選定における仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の号に定める内容について、連携し、協力する。

- （1）余剰電力アグリゲーション業務及び小売電気供給業務
- （2）不足電力小売供給業務
- （3）余剰電力増加への対応
- （4）余剰再エネ供給先需要家への対応業務
- （5）和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に向けた協力及びまちなか再生に向けた支援

2 前項各号の詳細、具体的な事項等については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（責務）

第3条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損失について、相当範囲の賠償をする責任を負うものとし、当該範囲の賠償金額については甲に対し求償しないものとする。

（協定書の変更及び解約）

第4条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、やむを得ない事情がある場合は、事前の協議の上、相手方に対して書面により通知することで、本協定を解約できるものとする。

（代表企業及び構成企業の追加）

第5条 乙1は、代表企業として、本協定に定める事項についての甲及び本事業の関係者との協議、調整の責任者となり、本事業を円滑に進めるため、構成企業間の相互の意思伝達が円滑かつ迅速に進むべく適切な措置を講じ、速やかな意思決定をするものとする。

2 代表企業は、いかなる事由が生じようとも、変更できないものとする。

3 構成企業は、原則変更できないものとする。ただし、乙は、甲が本事業の円滑な推進に支障がないと認める場合に限り、乙以外の者を構成企業として追加する又は入れ替えることができるものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がない場合、本協定を1年間延長するものとし、その後も2050年度末までは同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、2050年度末以降において、甲または乙が本協定を継続する必要があると認める場合は、必要な期間を甲及び乙が協議の上、双方合意により、本協定を更新することができる。

3 乙は本協定に基づく取組の実施状況について、定期的の実績報告を行い、相互に内容を確認するものとする。なお、当該実績報告の結果を踏まえ、必要に応じて本協定の内容の見直し又は更新について協議するものとする。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本協定に基づく本業務の遂行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、本協定に基づく連携内容に関与する者が、本業務の遂行に際して知り得た秘密を漏らすことのないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の連携内容に関与した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報)

第8条 甲及び乙は、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、協定当事者は速やかに協議を行い、情報、課題及び目的の共有化を図りながら円滑かつ効果的に解決するよう努めるものとする。

本協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正 啓

乙 乙1（代表企業）

乙2（構成企業）